公の施設の実態及び見直しに係る調査票

(a)施設名	ちば県民共生センター			ちば県民共生センター 東葛飾センター						
(b)施設所在地	〒263-0016 千葉市稲毛区天 内)	:台6-5-2(千葉県 [:]	青少年女性会館	〒277-0882 柏市柏の葉4-3-1(さわやかちば県民プラザ内)						
(c)設置年月日	平成18年8月1日									
(d)面積(m ²)	青少年女性会館 延床面積4,675m (うちちば県民共		ī積 154.6㎡)	さわやかちば県民プラザ 建物延床面積17,091.2㎡ (うち東葛飾センター占有面積 397.89㎡)						
(e)設置目的	(千葉県ちば県民共生センター設置管理条例) 第2条 県は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する ことができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を促進するための施策を実施するとともに、仕事と 生活の調和により、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、もっ て男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に資することを目的として、ちば県民共 生センター(以下「センター」という。)を設置する。									
(f)主な事業内容	1. 相談事業(女性のための総合相談、男性のための総合相談) 2. 広報・啓発事業(情報誌「e-パートナーちば」発行、ちば県民共生センターフェスティバル開催等) 3. 市町村支援事業(地域推進員の活動支援、男女共同参画センター等連絡会議の開催 等) 4. 学習・研修事業(男女共同参画に関する意識啓発、エンパワーメント等のための講座の開催) 5. 交流・活動支援事業(女性団体等の活動支援及び交流の場の提供、会議室の貸出 等) 6. 調査・研究事業(各種アンケート調査及び男女共同参画に係る調査研究)									
(g)運営形態	■県直営 □指定管理者制度 ※該当する方を■に変更してください									
(h)利用者数 (人)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度					
	ちば県民共生 センター	3,394	6,821	5,480	4,643	/				
	東葛飾センター	5,964	10,914	10,439	12,318					
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度					
※県直営施設のみ (i)職員数 (人)	ちば県民共生 センター	職員:6人 嘱託:1人	職員:6人 嘱託:1人	職員:7人(うち 再任用2人) 嘱託:1人	職員:8人(うち 再任用3人) 嘱託:1人					
	東葛飾センター	職員:5人 嘱託:3人	職員:5人 嘱託:3人	職員:5人(うち 再任用1人) 嘱託:3人	職員:5人(うち 再任用2人) 嘱託:3人					
※県直営施設のみ (j)施設運営費 (千円)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度					
	ちば県民共生 センター	47,580	73,768	67,558	66,029	<i> </i>				
	東葛飾センター	46,912	75,554	70,900	64,447					
(うち人件費)	・ ちば県民共生 センター	(職員:33,229 嘱託:1,252)	(職員:55,409 嘱託:1,905)	(職員:49,670 嘱託:2,124)	(職員:49,524 嘱託:2,092)					
	東葛飾センター	(職員:26,694 嘱託:3,346)	(職員:45,510 嘱託:5277)	(職員:40,659 嘱託:5,936)	(職員:37,209 嘱託:5,798)					
※該当施設のみ (m)使用料等収入(円)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度]/				
	ちば県民共生 センター	30,900	116,100	92,340	69,300	/				

(n)設置目的に関する事 項	※運営実態が設置目的を満たしているかについての認識、設置時に想定しなかった社会情勢等の変化による設置目的への影響等を記載設立当初から現在まで、設置目的に沿い、男女共同参画施策の推進に役割を果たしている。県民対象に実施した意識調査では、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答する割合が13.6%にとどまるなど、本県における男女共同参画社会の実現は未だ途上であり、一方で景気の悪化や雇用構造の変化による女性労働の新たな問題や、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発など、社会情勢の変化により男女共同参画の課題は多様化しており、本施設の役割は一層大きなものとなっている。
(o)市町村や民間等との 役割分担に関する事項	市町村・国の類似施設の有無 民間・NPO等の類似施設の有無 ス有の場合、県の施設と当該施設の機能等の相違を記載 (1)市町村における男女共同参画関連施設の設置状況 ・ 一葉地域・東葛飾地域・葛南地域を中心に、10市が設置している。(別紙1−1) (2)市町村施設との相違 市町村センターが設置されているのは千葉・葛南・東葛飾地域の10市のみであり、男女共同参画計画も策定済が34市町(63.0%)と近隣都県と比べても低い状況にとどまるなど、市町村の推進体制にばらつきがあることから、県センターにおいては、地域格差を解消するための事業や、地域推進員事業を活用した市町村連携を図っている。また、県内の市町村施設では実施していない、以下のような専門的な機能を有する。・男性相談、弁護士や精神科医など専門相談・配偶者暴力相談支援センターとしての機能相談 医学的・心理学的指導被害者やその家族の緊急時における安全確保 その他、研修やアドバイザー派遣等を通じて、市町村の取組や体制にも地域格差があり(別紙1−1~1-3)、男女共同参画の推進については、市町村の取組や体制にも地域格差があり(別紙1−1~1-3)、男女共同参画に対する理解の促進及び、様々な分野における主体的な取組が課題となっている。 ※広域利用に関する実態を記載 本県における男女共同参画に対する理解の促進及び、様々な分野における主体的な取組が課題となっている。 ※広域利用に関する実態を記載 本県における男女共同参画に対する理解の促進及び、様々な分野における主体的な取組が課題となっている。
※県直営施設のみ (p)運営形態に関する事項	指定管理者制度の導入について □可能性あり ■不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載 当センターは本館・分館とも複合施設内の一部に設置されており、施設全体の管理はしていないことから、指定管理制度の利点が生かせない。なお、本館の施設全体の管理運営は、既に指定管理者に委託されている。 県の男女共同参画の事業展開に当たっては、講座・イベントの企画運営だけではなく、専門性を必要とする相談業務、配偶者暴力支援センターとしての機能や、男女共同参画地域推進員事業での市と推進員のコーディネート等多岐にわたっており、これらを網羅した専門性を有する団体は県内にはない。 ※本県の場合、市町村施設においては、指定管理者を導入している例があるが、受託団体の規模は小さく、県の規模の事業を任せられる民間団体は県内にはない。
(q)他都道府県の状況	※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載 栃木県を除き、全て都県の直営で運営している。(別紙2)

	ちば県民共生セ	ちに	ちば県民共生センター 東葛飾センター					
	※大規模修繕等の必要性等ハード面及び利用実績の低下等ソフト面の課題							
(r)課題	入居施設である青少年女性会より耐震上問題があることが指また、青少年女性会館に係るの方針が定まっていない。	情報コ 直し 対象で	東葛飾センターは葛南・東葛飾地域を管轄し、 情報コーナーと相談業務の一部については全県 対象で運営しているが、柏駅からバスで20分か かるという立地の不便に課題がある。					
	※上記について改善方針及び 青少年女性会館は、公の施設			業務は、我孫	系子市の(⁻	ナやきプラザ(我孫子		
(s)改善方針·経緯	定次第、整備スケジュールを立 大規模な耐震改修を実施予定		までに 駅から	(徒歩3分)で	も実施して	いる 。		
	市町村・民間移譲の可能性	□有	■無					
(t)県の関与等の必要性	※上記の理由を記載 男女共同参画社会基本法には、県の責務が明記されており、第16条に「地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」とされているが、男女共同参画関連施設を設置する市町村は10市のみであることからも、県全域をカバーする県立の男女共同参画センターは引き続き必要である。							
	統廃合の可能性	■有	□無					
	※上記の理由を記載	4 4 1 1 1						
	①ちばセンター・東葛飾センター統合について 東葛飾センターは、高い専門性を有する重要な拠点である。 しかし、立地が不便であることと、東葛飾・葛南地域では、男女共同参画センターを設置している市町村も多く、学習研修事業などの取組が進んでいることから、全県民が利用しやすい立地の便利な施設において統合することは、可能と考える。 千葉県総合計画においても、ちば県民共生センター機能の充実強化は主要取組としており、また現在策定中の第3次千葉県男女共同参画計画においても、あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進を重点施策として掲げ広報啓発活動に重点的に取り組むこととしていることから、統合先の施設は以下のような条件を満たしている必要がある。 ・東葛飾センターと同等の情報コーナー(図書・DVD貸出)を運営できるスペースを有すること・2館で実施していた講座・イベントを1館で運営できるだけのイベントスペースを持つこと・全県民が利用しやすい立地であること・配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有していること ・配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有していること なお、東葛飾地域は相談者の約5割を占めるなど相談の需要が高い地域であるため、今後も相談業務は東葛飾地域で存続する必要がある。							
	②廃止について 男女共同参画施策の推進に	ナ 地域での音	強政祭が続	めて重要でお	ill 甲十:	サロ参画わりねーけ		
	労							
(u)総括:見直し方針		□指定管理報 □地方独立名 □地方独立名	亍政法人へ (の移行	村・民間ネ□その			